

5. 調査、啓発並びに広報活動

(1) 大阪市社会福祉大会の開催

大阪市社会福祉大会は、福祉に関わるすべての機関、社会福祉団体、社会福祉施設、NPO並びにボランティアが一堂に会し、これからの社会福祉のあり方についての理解を深めることを目的に毎年、開催している。あわせて大会では、本市社会福祉の向上に尽力した個人・団体を表彰し、感謝の意を表している。

平成23（2011）年度は、大阪市社会福祉協議会設立60周年記念と題して開催し、設立60周年記念特別表彰として、多年（設立50年以上）にわたり大阪市の社会福祉の推進に貢献してきた169地域社協、及び社会福祉施設等を経営する45民間法人に表彰状が授与された。

(2) 「大阪の社会福祉」の発刊

市社協の広報紙は、昭和25（1950）年3月1日に、第1号として「大阪の社会事業」の名称で創刊された。当時は、大阪社会事業青年会が中心になって編集し、大阪市民援護事業団と大阪社会事業協会の協力を得て発行されていた。第13号〔1951（昭和26）年6月発行〕からは、市社協で発行するようになり、第201号（昭和46（1971）年8月発行）から「大阪の社会福祉」と改題し、現在に至っている。平成24（2012）年3月号現在で通巻682号を発行している。

創刊以来、社会福祉に関する啓発を行うと



ともに、国のさまざまな動向や市の施策、大阪市、市社協、また各区や各地域における取り組みなどについて、その時節ごとに折々の福祉情報を伝える広報の媒体としての役割を果たしている。

平成23（2011）年度の発行部数は月21,000部であり、主

な配付先としては、市社協の理事・評議員及び賛助会員、関係機関・団体（者）、都道府県・指定都市社会福祉協議会、社会事業クラブ会員、大阪市社会事業施設協議会加入連盟の社会福祉施設、区社協を通じて民生委員・児童委員、地域社会福祉協議会、ネットワーク委員会、登録ボランティアグループ、各区アクションプラン推進に関わる住民などとなっている。

広報紙の形態は、第1号から第9号まではB5版、第10号（昭和26（1951）年8月発行）からタブロイド版で発行しており、現在までそのスタイルを変えていない。基本スタイルは4面構成（6面、8面に変更する場合あり）の白黒1色刷り（一部カラー印刷の場合あり）で発行している。

また、平成23（2011）年に市社協が設立60周年を迎えたことを記念し、第1号から第676号までを、1枚のDVD「広報紙『大阪の社会福祉』の足跡」に収録、過去の実績や歴史を振り返り、明日の福祉社会を築くための一助となるよう、関係機関、関係者に配付した。

(3) わがまちのやさしさ発見レポートの表彰

大阪市では、障がいのある人もない人も「ともに暮らし、ともに生きる」ノーマライゼーションの理念に基づき、障がい者（児）や高齢者をはじめ、すべての人が安全かつ快適に暮らせるよう、建築物や道路、公園、公共交通機関などを整備し、必要なときに「いつでも」利用



わがまちのやさしさ発見レポート表彰式

でき、困ったときにはみんなで支えあえる「ひとにやさしいまちづくり」を推進している。

このため、大阪市と市社協では、次世代を担う中学生・高校生を対象に「ひとにやさしいまちづくり」の趣旨を理解してもらうことを目的に、平成7（1995）年度から、日常生活を通じて見つけた“まちのやさしさ”について報告する「わがまちのやさしさ発見」レポートを毎年募集しており、平成23（2011）年度で17回目となった。

市社協では、平成8（1996）年度から事前審

査、審査会・表彰式の開催に関する事務等を受託している。

応募作品は、第1次、第2次の審査を経て、中学生の部、高校生の部のそれぞれの入賞作品のなかから、大阪市長賞・大阪市社協会会長賞などを選定し、表彰している。応募者数については、平成21（2009）年度は、292点（中学生79点、高校生213点）であったが、平成22（2010）年度については486点（中学生86点、高校生400点）と大幅に増加した。

6. 福祉関係機関、団体との連携・協調

(1) 大阪市社会事業施設協議会活動の推進

大阪市社会事業施設協議会（以下「施設協」）は、昭和34（1959）年12月に、社会事業団体相互間の連絡調整と協同活動を推進し、施設の事業内容の充実・発展を目的に設立され、平成22（2010）年に設立50年を迎えた。

施設協は、平成15（2003）年の大阪市知的障害者（児）施設連盟の発展的解消の後、平成24（2012）年2月末現在、「大阪市児童福祉施設連盟（中田浩会長）」25施設、「大阪市保育所連合会（近藤適合会長）」292施設、「大阪市老人福祉施設連盟（後藤静男代表理事）」256施設、「大阪市生活保護施設連盟（木島初正会長）」28施設、「大阪市地域福祉施設協議会（永岡正己会長）」39施設、「大阪市障害児・者施設連絡協議会（宇野達美会長）」117施設の合計6連盟757施設で組織されており、事務局は市社協に置かれている。

施設協は、上記の目的を達成するために、①施設団体相互間の連絡調整、②施設運営に関する総合的な調査、研究及び企画、③施設と地域社会の連携、④関係官公庁、団体との連絡協調の促進、⑤従事者の研修及び福祉の増進などの必要な事業を行うこととしている。

また、理事会を最高決議機関とし、その下に定例の拡大正副会長会を開催するとともに、事業目的の遂行のため、「予算・制度対策委員会」「調査研究委員会」「人権活動推進委員会」「経営委員会」の専門委員会を設置し、大阪市への制度・政策要望（予算要望）や調査・研究、人権研修（平成15（2003）年度から施設協、大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会、大阪市社会福祉協議会の3者共催で年4回）などを実施してきた。

その他、福祉サービスの向上および施設職員の資質向上を図るため、時節に応じた福祉の制度・施策の動向などについて学ぶことを目的とした学習会「一水会」を開催。また、民間社会福祉施設職員等海外研修事業（平成14（2002）年度以降の研修先は、ドイツ、フィンランド、スウェーデン、デンマーク、イギリス、カナダ、

アメリカ、オーストラリアの各都市）を実施するほか、東京都および政令指定都市で組織する「大都市社会福祉施設協議会」に毎年、参加するなど積極的な活動を展開している。

近年では、大阪市の地域福祉計画（平成21（2009）～23（2011）年度）の重点実施項目のひとつ「地域福祉の担い手の養成・確保」を図るために3カ年事業として位置づけられた「大阪市福祉就職・進学フェア」の開催において、実行委員会に参画し、課題となっている福祉分野の人材の養成・確保のため、具体的な取り組みを行った。



福祉就職・進学フェア

(2) 大阪市民生委員・児童委員連盟との連携

民生委員・児童委員は、「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティアで、厚生労働大臣から3年ごとに委嘱を受けて地域の福祉活動を行っている。大阪市民生委員・児童委員連盟の事務局は、市社協に設置されている。

民生委員・児童委員は、福祉に関する心配ごとや困りごとの相談や調査・実態把握、行事や事業への参画、要保護児童の発見通告など、地域福祉活動の推進に取り組んでいる。平成18（2006）年4月からは、全国的な取り組みとして「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」が継続して展開されるなど、社協や地域の関係機関・団体とも連携した取り組みが進められている。

また、毎年開催される「指定都市社協・民児連絡協議会」では、共通の福祉課題について協議・検討し、事業の推進を図っている。

(3) 大阪社会事業クラブの運営支援

大阪社会事業クラブは、社会事業関係者相互の親睦を図るとともに、その資質を高め、社会事業の発展に寄与することを目的に、昭和43（1968）年4月に設立され、平成20（2008）年には設立40周年を迎えた。

会員は公私を問わず広く社会福祉事業に携わっている、あるいは関心を持っている人・法人・団体であり、会員数は平成24（2012）年2月末で、法人団体46、個人50名となっており、事務局は市社協に置かれている。

主な事業は、クラブ室の運営、講演会などの開催、資料室の整備・運営などである。具体的な活動として、総会（年1回）や社会見学会、囲碁大会などを開催。また、講演会や研修会等の後援を行っている。

設立40周年を迎えた平成20（2008）年度には、10月に記念大会を開催し、3月に記念誌を発行した。



(4) 区社会福祉施設連絡会活動への支援

区社会福祉施設連絡会は、各区内にある児童、高齢者、保育、生活保護、障がい児・者など、異なる種別の福祉サービスを行っている社会福祉施設が、横断的に連携し、情報交換や連絡調整、共同活動を行い、事業の充実と発展を図るとともに、地域とのつながりを構築して地域福祉推進の一翼を担うことを目的に設立された。平成5（1993）年度から市社協の呼びかけのもと、各区において組織化が進められ、平成13（2001）年度までに全区で組織化された。

同連絡会は、福祉専門職集団としての知識と技術・資質の向上をめざすと同時に、種別の異なる施設の情報を把握し、地域住民の福祉を生



区社会福祉施設連絡会全体会

活全体で考える視点をもとに活動を進めている。具体的には、地域で暮らす人・資源・情報等の把握を目的とした連絡会の定期開催や福祉ふれあい広場の開催、福祉マップの作成、施設が所有している資源（機材・物品・人材等）を地域で活用可能にするための資源情報ファイルの作成をはじめとした共同活動に加え、人権活動への積極的な参画などがあげられる。

このように、社会福祉施設相互間の連携を図りながら、施設は地域の資源のひとつであること、また、施設利用者も地域住民であるということ念頭に、地域に開かれた施設となるよう地域と密接な関係づくりに取り組んでおり、各区の地域福祉の推進に重要な役割を担っている。

市社協は、各区の社会福祉施設連絡会の活動について、24区での情報の共有や先駆的な取り組みの波及などを目的として、「全体会（活動報告・情報交換会）」を年1回開催するとともに「善意銀行」の払出メニューのひとつとして、「区社会福祉施設連絡会『活動強化費』」を設定し、連絡会が主催・共催する広く市民を対象とした事業への助成を行うなどの支援を行っている。

(5) 大阪市・シカゴ市社会事業従事者研修・交流プログラム

大阪市は昭和48（1973）年にシカゴ市と姉妹都市提携を締結し、さまざまな分野で親善・相互理解を深めてきた。大阪市・シカゴ市社会事業従事者研修・交流プログラムは、本市の社会事業従事者が、シカゴ市の社会福祉専門家との交流を通じて情報共有、意見交換などを行い、

国際的視野と相互理解を深め、両市の福祉の発展・充実に寄与することを目的に実施するものである。

第1回は、姉妹都市提携35周年にあたる平成20（2008）年、大阪市へシカゴ市から社会事業関係者4名の訪問があり、大阪市立大などが中心になって受入れられた。訪問者のひとり、シカゴ市のキャサリーン・ランドレス・ボーランド氏は、全米ソーシャルワーカー協会イリノイ州部会の議長等を歴任する傍ら、2004年にシカゴ市長から「シカゴ国際姉妹都市プログラム」理事を任命され、本市をはじめとした姉妹都市とのプログラムの実現に尽力した人物である。

2回目の交流は、平成22（2010）年、シカゴ市からの招待により、大阪市社会事業施設協議会の各連盟推薦の6名、市社協の特別海外研修生1名、大阪市の海外研修職員など計11名がシカゴ市を訪問した。



シカゴ市の交流団の方々が来阪

この訪問により両市の交流は一気に深まり、翌平成23（2011）年にはシカゴ市から本市へ交流団を迎えることになった。実施にあたっては、市社協、大阪国際交流センター、大阪・シカゴ協会で実行委員会が組織され、大阪城南ライオンズクラブ、大阪市民共済会などが協賛した。なお、市社協はこの交流事業を設立60周年記念事業に位置づけ、実行委員会事務局を担った。

シカゴ市からは、キャサリーン・ランドレス・ボーランド氏を団長として9名が来阪。期間中は、社会福祉法人などが運営する施設・病院をはじめ、こども相談センター等の公的施設、学校、区社協などを訪れ、法人の沿革や運営理念、施設や学校の取り組みなどを視察するとともに、情報交換を行った。

また、大阪市立大や府立大を訪問して、社会福祉を学ぶ学生や教員との交流、また高齢者食事サービスに参加し、ボランティアや利用者との交流も図られた。大阪市社会福祉研修・情報センターでは、交流団のメンバーを講師とした国際セミナー「シカゴ市のソーシャルサービス」が開催された。

国際交流センターでは、「私たちはお互いに何を学べるか」をテーマとしたセミナー・ワークショップを開催し、両市のサービス、施策の共通点や違いなどについて議論された。そして、今後も交流を継続し、互いに一層充実した福祉プログラムを開発することなどが確認された。

大阪市社会事業施設協議会と大阪社会事業クラブは、それぞれ歓迎レセプション（夕食会）を開催、両市の社会事業従事者の交流はさらに進展した。

7. 人権に関する取り組み

(1) 「福祉と人権」委員会の設置

市社協では、人権の視点に立った地域福祉を推進していくうえで重要課題である、社会的な援護を要する人々の「福祉と人権」課題にかかる社会福祉協議会活動のあり方を検討していくため、平成15（2003）年10月に「福祉と人権」研究委員会を設置した。

本委員会では、大阪市地域福祉活動計画や市社協組織運営改革計画等について「人権」の視点からの意見を集約したり、人権研修のあり方や地域におけるさまざまな人権課題をもとに議論するなど、市・区社協をめぐる福祉と人権に関する課題を取りあげ、協議・検討を進めてきた。平成17（2005）年には人権教育・啓発推進委員会を設置するなど、すべての人の人権が尊重され、地域で共生することが基本であるとの認識のもと、地域住民や関係者と協調し「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」をめざし、地域福祉の推進に取り組んできた。

取り組みの成果として、人権の視点から見た「組織構成会員制度」の問題をテーマのひとつとして取り上げ、議論を重ね、広く市・区社協等の関係者に問題提起した。そして、同制度の実質化に向けた議論が展開されるよう、平成18（2006）年2月に、『福祉と人権』研究委員会レポート〔Vol.1〕組織構成会員制度の発展を求めて－人権の視点からの期待と提案－を作成した。

一方、大阪市より、平成14（2002）から平成16（2004）年度までの3年間「在日外国人高齢者福祉相談事業」を受託し、在日外国人の生活に目を向けて実態を把握することにより、在日コリアン高齢者の抱えるさまざまな福祉ニーズを発掘し、行政やNPOをはじめとする関係機関とも連携を図りながら、在日外国人をめぐる人権課題に向き合ってきた。

「福祉と人権」課題の重要性を認識し、多民族・多文化共生社会の実現を図るため、「多民族・多文化共生社会の実現を目指して－在日外国人問題人権研修テキスト－」を平成20（2008）

年9月に作成した。平成21（2009）年度からは、同テキストを活用して、在日外国人の方と接する機会が多い市・区社協職員を対象に在日外国人問題研修を継続して実施している。

また、施設の建設に対して激しい反対運動が起こるいわゆる施設コンフリクトが各地で発生していることから、平成20（2008）年11月には『福祉と人権』研究委員会レポート〔Vol.2〕施設コンフリクトの解消に向けて－人権の視点からの期待と提案－を作成した。本レポートでは、大阪市における施設コンフリクト発生の背景や、これまで発生した施設コンフリクト問題から課題を探り、本会の役割を踏まえ、施設コンフリクト解消のための考え方をまとめた。

さらに、ハンセン病回復者やH I V陽性者に対する差別や偏見、社会的排除のない地域づくりを進めるために、大阪市民がハンセン病回復者やH I V陽性者に対してどのような認識を持っているかについて調査することを目的に、大阪市民を対象に「ハンセン問題並びにH I V問題に関する市民意識調査」を実施した。約1,000名から回答を得、平成23（2011）年3月にその結果を報告書としてまとめた。研究委員会のもとに設置された実行委員会では、調査結果から見えてきた差別の現実や市民の意識を分析し、ハンセン病・H I Vの2つの差別の関係性を検証しながら、今後、本会の役割や取り組みについて、さらに議論を深めていくこととしている。

(2) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会活動の推進

大阪府域内に社会福祉施設を有する社会福祉法人等が人権問題の理解と認識を深め、法人運営を通じて人権活動の積極的な推進に資することを目的として、平成12（2000）年10月に「大阪府社会福祉施設人権活動推進協議会」が設置された。その下に、地域組織として大阪市域においては、平成13（2001）年2月に「大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会」を設置、事務局は市社協に置かれた。

同協議会は、大阪市域内にある社会福祉施設が、人権問題の理解と認識を深め、施設運営を通じて人権活動の積極的な推進を図ることを目的としており、その目的を達成するため、①人権意識の向上を目的とした研修の実施と参加、②地域に根差した地域活動、社会福祉事業等の推進などの活動を行うこととしている。

具体的には、社会福祉施設の職員として、人権問題を正しく理解し、人権意識の向上を図るための人権研修（平成15（2003）年度から施設協、大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会、大阪市社会福祉協議会の3者共催で年4回）をさまざまなテーマで実施するとともに、各種人権研修・セミナー等への参加、各区社会福祉施

設連絡会での人権問題に関する取り組みの促進など行ってきた。

また、大阪府社会福祉施設人権活動推進協議会が平成14（2002）年3月に作成した「社会福祉法人公正採用ガイドライン」、及び平成17（2005）年12月に作成した「社会福祉法人・施設の人権に基づいた運営のための簡単チェックリスト」の啓発と普及に取り組むとともに、同協議会への未入会法人に対し、入会促進を行ってきた。

平成24（2012）年3月末現在の大阪市域内の社会福祉法人数は245法人、入会法人数は171法人、入会率69.8%となっている。

8. 福祉サービスの質の向上に向けた取り組み

(1) 介護サービス情報の公表調査事業

介護保険制度では、利用者と事業者との直接契約によりサービスが提供される。利用者がよりよいサービス（事業者）を適切に選択することにより、多様な事業者間の競争が促され、事業の効率化と介護サービス全体の質の向上が期待される。

一方で、利用者と事業者とが対等な関係で契約するための「情報の非対称」や「交渉格差」の是正、及び利用者によるサービス選択を実効あるものとする観点から、介護サービス事業者の情報公開や第三者評価に関する取り組みが重要であるとの指摘が各方面からなされてきた。

今後の高齢社会においては、「要介護高齢者等の尊厳を支えるケア」の確立が重要であり、このためにも、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者等の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において実現し、利用者と事業者が、実質的に対等な関係を構築していく必要があることから、平成18（2006）年に介護サービス情報の公表制度が導入された。

市社協では同年に大阪府から指定調査機関並びに指定調査員養成機関の指定を受けて本事業がスタートし、毎年1,100サービスを超える訪問調査や大阪府内の訪問調査員への養成研修を開催してきた。

本事業は、介護サービス事業者が自らの責任においてサービスの内容等に関する情報を公表することで、利用者によるサービス（事業者）の選択を支援するしくみとなる。また、本事業は「介護サービス情報」として標準化された各種の項目について、公表されている情報と現場のサービス提供場面とが、常に利用者の視点で検証されるしくみでもあり、サービスの品質管理マネジメントの観点からも有効な手段となるものである。

しかし、この制度に対しては、活用の状況を疑問視するような意見や公表・調査に要する手数料が事業者負担であることなどに対し不満の声もあり、厚生労働省では、平成24（2012）年

6月、介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のなかで、制度についての見直しが図られることになった。

その内容は、利用者支援の視点から「今後も分かりやすい情報の公表を工夫する」とともに、事業者の負担を軽減する観点から「平成24（2012）年度から手数料や1年に1回の調査の義務付けを原則的に廃止し、都道府県が必要と認めた場合に限り調査を行う」というものであった。

平成23（2011）年度における対応について、厚生労働省は、都道府県に対して実情に応じた適切な対応を要請したが、大阪府では、調査拒否や手数料を納付しない事態が多発するとして、同年度の調査から実施しないことになった。

本事業は市社協の自主事業として、財源や職域の確保に一定の役割を果たしてきたが、一体的な運営を行ってきた「外部評価事業」とともに、平成23（2011）年6月をもって収束した。

(2) 福祉サービス第三者評価事業

社会福祉基礎構造改革の進展や、介護保険制度の施行によって、福祉サービスは従来の措置から契約による利用制度へと移行した。このようななかで、利用者は自らにふさわしい、より質の高い福祉サービスを求め、事業者はニーズに応えるサービスを提供しなければ、利用者から選択されることが困難となる。

そのため、本事業は個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握して、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的として実施されるものである。

本評価は、「社会福祉法人等の提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行う評価」であるとされている。

事業所において、自らが提供するサービスの質について改善する点が明らかになるととも

に、質の向上に向けた具体的な取り組みの目標設定が可能になり、さらに本評価を受審する過程においても職員の自覚と改善意欲の醸成、及び諸課題の共有化が促進されるなどのメリットがある。

市社協では平成19（2007）年7月に、大阪府より認証を取得して以降、児童福祉分野（保育所）を対象に27施設の評価を行ってきた。

児童を取り巻く社会状況に沿った法改正が行われるなか、平成22（2010）年末から年始にかけて、タイガーマスクの名前で児童養護施設等に善意の寄付が相次ぐ運動が広がりを見せた。

市社協では、新たに児童養護施設を対象とした第三者評価についても、平成22（2010）年度よりモデル調査の実施や評価基準の検討を重ね、実施体制の整備に努めてきた。

このようななか、平成23（2011）年7月、「社会的養護の課題と将来像」（児童養護施設等の社会養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会）がまとめられ、これを踏まえ厚生労働省は、同年9月、「児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案」を公布、「社会的養護の施設の第三者評価の義務化」が盛り込まれた（施行は平成24（2012）年4月）。

今後、厚生労働省においては社会的養護の施設にかかる施設運営指針や第三者評価のガイドラインが改正されることになっている。市社協は改めて評価者の研修などに取り組み、一層事業の浸透を図りながら、引き続き公正・中立的な立場で、サービスの質の向上のために役割を果たしていく。

(3) 地域密着型サービス外部評価事業

平成11（1999）年、認知症ケアの切り札として登場したグループホームは、介護保険制度の下で居宅サービスのメニューとして位置づけられることになった。また、ゴールドプラン21のなかでも具体的な目標数値があげられ、急増の兆しが見えてきた。

量的拡大の一方、質の確保を提唱する、全国痴呆性高齢者グループホーム連絡協議会（現、社団法人日本認知症グループホーム協会）は、いち早く人材育成や苦情相談など、サービスの質を高めるためのシステム整備に取り組んでき

た。そのひとつの柱として推進してきたのがサービス評価（自己評価・外部評価）である。

評価の受審は、介護保険制度施行後まもなくグループホームに義務化され、地域密着型サービスの創設とともに、平成18（2006）年には小規模多機能型居宅介護事業者にも義務化された。この制度の特徴は、自己点検（自己評価）に主軸を置きながら、それぞれの事業所のレベルに応じて一步一步着実にサービスの質を前進させていくためのものであり、主役はあくまでもサービスを担う事業者である。事業所の良し悪しを判定するものではなく、項目が意味するところを職員全体で考え、次のステップへ結びつけていくきっかけづくりが評価のねらいで、利用者が長年住み慣れた地域のなかで自分らしく、一人ひとりの暮らしの継続性を重視した支援が行われているかを振り返る機会とするものである。

市社協では、平成21（2009）年10月に大阪府より外部評価機関としての資格を取得し、各々の事業所の書類確認やサービスのパーツ（機能や種類）だけでなく、地域密着型サービスの本来の機能を評価してきた。また、利用者の求めるサービスの「質」は小規模多機能、グループホームを問わず両事業に共通するという観点で評価を行ってきた。

しかし、本事業は前述の「介護サービス情報の公表調査事業」と、調査員や担当職員など、一体的な運営を図ってきたことから、同事業とともに平成23（2011）年6月、収束を図った。

(4) 介護福祉士等養成確保事業

（大阪市介護福祉士等修学資金貸与事業、
大阪市介護福祉士資格取得支援事業）

①大阪市介護福祉士等修学資金貸与事業

本事業は、市社協が平成5（1993）年から受託し、実施してきた事業で、介護福祉士養成学校や理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成学校の学生に対し、その修学資金として、月額5万円以内を貸与するものである。卒業後、大阪市が所管する社会福祉施設等で高齢者や障がい者の介護または機能訓練の業務に携わる人材の確保を目的としている。

しかし、平成19（2007）年3月15日に「大阪市介護福祉士等修学資金貸与条例」を廃止する

条例が可決され、新規貸与生の募集が終了、継続貸与生に関しては養成学校を卒業するまで旧条例を適用することとなったが、平成21（2009）年度をもって継続貸与についても終了した。

②大阪市介護福祉士資格取得支援事業

本事業は、市社協が平成5（1993）年から受託し、実施してきた事業で、大阪市が所管する社会福祉施設、または大阪市における居宅サービス事業を行う事業所、その他の高齢者・障がい者の介護等の業務を行う事業所等に勤務する

介護職員のうち、毎年実施される「介護福祉士国家試験」を受験した者を対象に、受験準備にかかった経費の一部を助成するものである。資格取得をめざしている社会福祉施設等の介護職員を支援するとともに、介護職員の資質向上・人材育成を図ることを目的として実施している。

本事業を開始した平成5（1993）から22（2010）年度まで、延べ3,262名に助成を行っている。

9. 基幹施設の取り組み

(1) ボランティア情報センター

① ボランティア情報センター・ビューローの活性化に向けて

平成10（1998）年12月に「大阪市ボランティア情報センター」（以下、情報センター）開設以降、ボランティア・市民活動を取り巻く環境は大きく変化した。たとえば、平成12（2000）年には、地方分権一括法の施行をはじめとした地方分権・地域主権化の推進が図られた。また、虐待問題などに象徴される社会的孤立の顕在化や社会の無関心化、あるいは社会起業家の台頭やソーシャルビジネスの発展も含め、NPOをはじめとした市民セクターの社会的認知度や期待感も高まっている。こうした社会の変化に対応し、地域福祉をより強力に推進する原動力のひとつとなるために、従来の情報センターやボランティアビューロー（以下、ビューロー）を発展・強化していく取り組みが重ねられた。

平成17（2005）年にボランティア情報センター運営委員会のもとに「大阪市ボランティア活動・市民活動活性化専門委員会」（委員長：上野谷加代子・同志社大学社会学部教授）を設置し、情報センター・ビューローの機能・連携強化などを柱に「大阪市におけるボランティア活動・市民活動の活性化をめざして・中間報告」をまとめた。これを受けて、平成17（2005）年度には福島区社協と、平成18（2006）年度には港区社協と共催で広報紙づくりに関する講座を開催した。

また平成18（2006）年度から、団塊・シニア世代による地域活動への参加・参画を促進する取り組みを始め、平成18（2006）年度は3区社協の地域活動担当者に委員として協力を得て、市社協としてのモデル事業を実施。以降、情報センターとの共催を前提に、平成19（2007）から平成22（2010）年度までに市内全24区社協でさまざまな形態によって事業が開始されるに至った。

平成20（2008）年度には、24区社協のボランティアコーディネーターと情報センター職員が

7つのテーマ（運営強化、相談・コーディネーション強化、広報・情報提供の強化、研修のあり方、福祉教育・ボランティア体験の強化、災害救援・防災ボランティア活動の支援、企業・団塊シニア世代・NPOの活動支援）に分かれ、これからの情報センターとビューローのあり方を自ら検討する「活性化プロジェクト」（通称）を実施し、中間報告をまとめた。

平成22（2010）年には、「大阪市ボランティア活動・市民活動活性化専門委員会」（委員長：新崎国広・大阪教育大学教育学部教授）を再開し、5回の委員会を経て「ボランティアビューロー・ボランティア情報センターの発展・強化に関する提案」をとりまとめ、情報センター運営委員会において承認され、市社協理事会・評議員会にも報告し、平成23（2011）年度以降、本格的な取り組みが始まるに至った。

② 災害時におけるボランティア活動の支援体制の充実

大阪市と市社協間における「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定」が平成18（2006）年7月に締結された（区社協では同年12月西淀川区社協から平成22（2010）年3月旭区社協が区役所と協定を締結し24区での協定締結が完了した）。

府社協等との連携のもと、平成19（2007）年5月に「淀川水防・大阪府地域防災総合演習」（淀川左岸河川敷）、9月に「大阪府・大阪市合同総合防災訓練」（住之江区・住之江公園）、1月に「大阪府地震災害対策訓練～避難所連動型訓練～」（守口市・旧守口市立藤田中学校）へ参加し、災害ボランティアセンターの開設訓練を行った。

平成20（2008）年9月には、「大阪市総合防災訓練」（此花区舞洲スポーツアイランド）に参加し、災害ボランティアセンターの開設訓練を行った。また、平成21（2009）年2月「災害ボランティア活動支援センター設置・運営マニュアル」がとりまとめられたことを機に、大阪市危機管理室との共催で、区社協及び区役所

職員合同の研修会を開催した。

平成21（2009）年8月には、「大阪市総合防災訓練」（阿倍野区・阿倍野防災拠点）に参加し、市社協災害対策本部及び市災害ボランティアセンターの設置訓練を実施。10月には市社協及び区社協職員を対象に研修を実施した。平成22（2010）年1月には、市社協とともに初めて24区社協が参加し、大阪市及び各区と合同で、災害ボランティアセンター設置予定場所にて情報伝達等の訓練を実施した。

平成22（2010）年9月及び平成23（2011）年2月、大阪市危機管理室の協力のもと、市社協・区社協災害対策本部設置運用訓練及び災害ボランティアセンター設置運用訓練等を同時実施し、市社協・区社協をあげてのはじめての実践型訓練となった。平成22（2010）年9月には、市社協・区社協職員防災研修会、防災無線の習熟研修を行った。また平成21（2009）年度から、はじめて大阪市災害ボランティアセンター連絡会が開催され、大阪市民局、大阪市危機管理室、日本赤十字社大阪府支部、関係区社協と情報センターによる情報交換・各種検討が行われるに至った。

③地域密着志向を強化させた事業改善

＜企業・労働組合の社会貢献・NPO支援の取り組み＞

平成12（2000）年から平成16（2004）年度まで「NPO法人実務支援講座」「NPOマネジメント講座」等の講座を開催し、延べ59回300名が受講した。



こむりんく

また、平成14（2002）年から平成17（2005）年度にかけて「大阪市民公益活動推進助成事業（事務所家賃補助助成）」の受付事務を実施し、延べ301団体に交付決定事務を行った。平成15（2003）年度には「NPO法人実態調査及び活動支援事

業」を受託し、市内に事務所を有している592の市民活動団体を抽出し、203団体からの回答を得て「大阪市NPO法人等実態調査報告書」をとりまとめた。

また、それまで個別に対応していた企業等の社会貢献活動の支援やNPO支援に関する取り組みを踏まえつつ、新たに「大阪市地域貢献活動マッチングシステム（Comlink・こむりんく）」として看板をあげ、企業やNPO等が互いの資源をいかし合うことで地域貢献活動が展開しやすいように応援する取り組みを始めた。平成22（2010）年度末時点で596社・団体が参加し、145件のマッチングを生み出した。この取り組みがきっかけとなり、福島区では区内の企業や商店街、ボランティア・NPOの有志が垣根を越えたネットワークを広げようと「大阪ふくしま車座談義」を発足させるなどした。平成11（1999）年にセンターと中央区社協との協働により誕生した「中央区フィランソロピー懇談会」の支援も継続しており、企業が中心となりつつ、福祉施設や学校、NPO関係者も参加し地域住民とのつながりも広がってきている。

＜市域レベルでの“お祭り”から“井戸端会議”づくりへ＞

平成14（2002）年以前から継続していた「ボランティア・市民活動フェスティバルinおおさか」は、ボランティア・NPO、企業・労組、行政などによる実行委員会形式でボランティア情報センターが事務局を担って運営し、毎年大阪城公園・太陽の広場を会場に、大阪における秋のボランティア・市民活動のお祭りとして定着していた。平成14（2002）年開催の第4回では210団体が参画・6万人が来場、以降平成16（2004）年に「市民フェスタおおさか」と改称、平成18（2006）年の第8回まで開催した。

一定の成果を得て役割を終えたとして、平成19（2007）年から「市民フォーラムおおさか」へと発展的に解消し、地域に根ざしながら希薄になった人間関係を紡ぎ直す取り組みへと舵を切った。同年度は市内各所で50のミニフォーラムと一連のフォーラムをまとめるファイナルステージを開催、延べ3,086名が参加した。平成22（2010）年度には、大阪市長居障害者スポー

ツセンター、大阪市立扇町総合高等学校の協力を得て、「防災・減災を考える避難所一泊体験フォーラム」を実施するなどした。



④ 福祉教育・ボランティア学習の充実

「福祉ちょっと体験スクール」（平成5（1993）～18（2006）年度）と「実感ボランティア夏場所」〔平成10（1998）～18（2006）年度〕の両事業を、平成19（2007）年

度に「体験☆COMVO－夏のボランティア活動－」として統合し、従前からの福祉施設・団体でのボランティア体験や、障がいのある人と子どもの宿泊体験〔平成15（2003）年度から実施〕に加えて、新たにバリアフリースポーツや防災、自然ふれあい体験等のほか、NPOでの受入拡大も図った。平成22（2010）年度には1,871名が参加し、同年度から冬期リピート体験も開始した。また平成19（2007）年度からは市内の複数区社協を会場に事前説明会を行い、同年度から受入施設・団体の担当者懇談会を持ち、受入を行う施設・団体のボランティアコーディネート力の強化、交流の促進等を図るに至った。

また、平成21（2009）年度には「小中学生地域福祉学習事業（リーフレット等作成事業）」を実施し、学校関係者や区社協等と協働しながら、6点の学習素材を作成した。平成22（2010）年度には、これらの学習素材のモデル版を市内の小中学校等19校の教育現場で実際に活用し、評価・改良を図り、完成版を作成した。

(2) 社会福祉研修・情報センター

大阪市は、社会福祉事業従事者の資質の開発と向上及び士気の高揚を図るため、昭和57（1982）年10月に北区に社会福祉研修センターを開設し、各種の研修を実施してきた。平成3（1991）年には、高齢化社会への対応に向けて本格的な取り組みが始まるなか、保健・医療・

福祉のあらゆる相談や情報提供をするため、西区に大阪市高齢者総合相談情報センターを開設した。両施設とも開設時から、市社協が運営を受託してきた。

「大阪市社会福祉研修・情報センター」は、このふたつのセンターが担ってきた事業と、介護実習・普及センター関係事業を統合し、大阪市における社会福祉に関する幅広い情報提供や調査研究機能も加えて、平成15（2003）年1月30日に開設された。運営は、引き続き市社協が行うこととなった。社会福祉関係職員の資質と専門性の向上を図るとともに、市民の福祉に対する意識啓発の推進や国際交流を行うという、新しい時代の社会福祉の拠点として、また福祉社会を支える人材を幅広く養成する拠点として、さらに、福祉に関する情報提供、福祉サービスの利用等に関する相談支援を行うなど、人材育成から情報発信まで福祉に関する総合的・基幹的役割を担っている。

なお、大阪市における行政改革により、平成18（2006）年からは指定管理者として運営している。

現在、研修・情報センターも開設から9年が経過し、この間、平成17（2005）年度から「あんしんさぽとセンター」で実施していた権利擁護相談を当センターの相談業務に統合した。また、平成19（2007）年6月26日に開設された「大阪市成年後見支援センター」事業を受託し、従来のセンター業務と一体的に運営することで、より幅広い相談支援対応が可能となった。また、平成18（2006）年11月には、大阪市社会福祉審議会の提言にそって福祉人材の養成を図るため、福祉人材養成に関わる機関・団体・大学・社協等が参画する「大阪市福祉人材養成連絡協議会」が結成され、その事務局機能を担うことになった。

一方で、平成3（1991）年12月から実施していた緊急通報受信事業については、平成21（2009）年度から民間事業者が実施することとなった。

研修・情報センターでは、福祉人材の育成・養成のための研修や福祉サービス利用支援、相談事業、調査研究、高齢者いきがい就労支援事業などを実施しているが、その主な内容は以下のとおりである。

①研修事業

福祉マインドと豊かな人間性や資質を備えた人材育成を基本視点として、急速な少子高齢化に伴う社会福祉ニーズの増大や多様化する社会情勢の変化のなかで、社会福祉従事者の専門性を高める多様な研修を実施してきた。近年では、その専門性をさらに高めるため、福祉職員の生涯にわたるキャリアパスを念頭に置いた経験年数や職責別に企画された研修や援助スキルに焦点を当てた研修が求められるようになってきた。そこで、従来から実施している社会福祉施設職員階層別研修の内容をさらに充実させるとともに、対人援助技術の専門性を高めるスキルアップ講座や実践と理論を統合していく社会福祉ゼミナールを実施している。

平成18（2006）年度からは個々の職員だけでなく、職場全体の人材養成能力を高めるために、OJT（on the job training）の強化をめざして職場研修担当者研修を開始し、平成23（2011）年度にはそのスキルアップとしてOJT推進研修を開始している。

資格取得支援としては、大阪市立大学をはじめとする大学教授らによる講師陣に協力を得て、社会福祉主事資格認定講習会を実施している。

介護保険関係研修としては、認知症介護実践研修、介護職員研修を実施し、介護職員等の資質の向上を図っている。

地域福祉の担い手養成としては、保健・医療・福祉ネットワーク推進員研修、地域福祉推進リーダー養成塾、コミュニティソーシャルワーク研修などを実施し、地域住民によるネットワーク構築や地域福祉の推進を学ぶ場を提供してきた。

また、社会福祉に関する最新の情報・動向や実践等をテーマにした「社会福祉講演会」や市民の社会福祉に対する関心を喚起する「市民啓発研修」、歴史の先達に学ぶ「社会福祉史の市民講座」なども開催してきた。さらに、初めて介護を行う市民向けに介護実習講座等を開催し、きめ細やかに市民の福祉・介護ニーズに応えてきた。以上のようなさまざまな研修・講座の実施をもって、大阪市の地域福祉の推進に寄与してきた。

一方、大阪市福祉人材養成連絡協議会（以下



社会福祉講演会

「人材協議会」という。）の事務局を担い、ホームページ「ウェルふるネット」やメールマガジンの配信により、研修情報や資料・報告書、最新の福祉人材養成情報を提供してきた。また、人材養成にかかる基本的な統計や現状を把握するための調査を行い、それを踏まえて、先駆的な取り組みとして、平成20（2008）年メンタルヘルス相談のモデル実施や福祉職員の系統だった研修のモデル実施、地域福祉の担い手養成をめざした「福祉人材養成塾」を実施した。そして、福祉職員のキャリアパスに対応した生涯研修体系づくりをめざして、平成22（2010）年8月に人材協議会に作業部会を設置して検討作業を進めた。これらは、人材協議会の構成団体との協働により生まれたものであり、社会福祉協議会としての「つなげる役割」を具現化したものといえよう。

また、平成21（2009）から平成23（2011）年度の3年間、大阪市福祉人材養成確保推進事業（小中学生地域福祉学習事業、福祉就職・進学フェア、福祉人材養成確保検討委員会）を大阪市から受託し、福祉読本の作成と福祉人材養成確保検討委員会の運営を行った。

なお、市社協が平成10（1998）年度から着手し、平成15（2003）年度からは研修・情報センターで自主事業として実施していた介護支援専門員関係研修は、大阪府の研修実施団体指定の変更に伴い、平成20（2008）年度で終了した。

②福祉サービスの利用支援

福祉サービスの利用支援として、情報誌「ウェルおおさか」の毎月発行、ホームページ「ウェルおおさか」の充実等を通して、福祉関

係情報の提供や研修事業の広報を行うとともに、福祉用具・自助具の展示・相談を行ってきた。しかし、大阪市の事業の見直しにより、平成23年（2011）年9月末で福祉用具・自助具の展示・相談は終了した。

③調査研究事業

図書・資料閲覧室を開設し、福祉関係図書資料の収集・提供を図っている。図書資料の蔵書冊数は、34,000冊を超え、DVD・ビデオ等の視聴覚教材も介護技術や認知症ケア等介護に関わるものから、ケアマネジメント等ソーシャルワークの手法に関するもの、手話学習に関するものなど多様に揃えて利用者のニーズに込えている。アーカイブ機能としては、紀要や定期刊行物、北市民館保存資料のほか、貴重な歴史的資料の収集保管を行っている。

平成23（2011）年4月からは、ホームページからの図書検索を可能にし、大阪市立中央図書館とリンクさせて、利用者の利便性を高めている。

社会福祉実践の自発的研究活動の発表の場として、社会福祉研究誌「大阪市社会福祉研究」を毎年発行しており、平成23（2011）年度第34号を数える。さらに研修事業の「社会福祉史の市民講座」の講演内容を編集した冊子「大阪における社会福祉の歴史Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・特別号（大阪社会事業ボランティア協会の軌跡）」の発行・頒布を行っている。

④相談事業

高齢者や認知症、知的障がい、精神障がいのある方などの福祉や生活支援、権利擁護に関するさまざまな相談に応じ、生活問題解決のためのアドバイスや情報提供を行うとともに、適切なサービスの利用が可能になるよう関係機関と連携を図りながら問題解決にあたっている。

高齢者電話相談は、24時間365日体制で実施しており、大阪市の要援護高齢者緊急一時保護事業の連絡窓口として、市民のセーフティネットの役割を果たしているほか、区社協の業務時間外の後方支援を行っている。

また、弁護士、医師、社会福祉士等の専門職による権利擁護、法律、認知症医療、税金、保険・年金、リハビリ、住宅改造の専門相談を予

約制で実施しており、地域包括支援センター等の各相談支援機関の後方支援の役割を果たしている。

在日韓国・朝鮮人の方の相談については、専門相談員による対応のほか、月1回、韓国・朝鮮語で対応可能な弁護士による法律相談を行っている。

⑤高齢者生きがい就労支援センター

平成3（1991）年度から、大阪市高齢者総合相談情報センターにおいて、大阪市老人クラブ連合会の後を受け、厚生労働大臣の許可のもとに「高齢者無料職業紹介事業」を実施。研修・情報センターへの移管後は、高齢者生きがい就労支援センターとして、職業紹介事業とともに、地域の高齢者グループによる起業を支援する「就労的生きがいづくり活動支援事業」や、資格取得による就労支援を目的とした「ホームヘルパー2級養成事業」を実施してきたが、大阪市の方針により平成23（2011）年度をもってすべての事業を終了することとなった。

⑥センター貸室事業

研修等の場を提供するため貸室事業を実施している。貸室利用の利便を図るため、平成19（2007）年7月から従来休館日の月曜日を開館し、平成23（2011）年からは、ホームページに空室状況を掲載するとともに申込受付期間の拡大やFAXでの申込みを可能にするなどの取り組みを進めてきた。

⑦認知症サポーター養成等事業

平成21（2009）から平成23（2011）年度までの公募型企画プロポーザル方式により事業を受託し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、国が実施している「認知症を知り地域をつくる」キャンペーンに呼応し、認知症サポーター養成の講師役であるキャラバン・メイトの養成や活動支援を行っている。そのほか、キャラバン・メイトや認知症サポーターのネットワーク構築の支援、認知症に関する市民啓発として認知症の理解を深めるための研修会開催や大阪市介護家族の会連絡会の自主的な活動への支援を行っている。

※サポーター数（62,809名）は、全国の市町村

で1位（2011.12.31現在）

⑧福祉職員のためのメンタルヘルス相談事業

平成20（2008）年11月から、人材協議会のモデル事業として、市内社会福祉施設従事者等を対象に週1回、臨床心理士によるメンタルヘルス相談を電話または来所により実施している。平成21（2009）年度は「メンタルヘルスに着目した福祉職員定着支援事業」として、独立行政法人福祉医療機構の助成を得て実施し、平成22（2010）年度からは、NHK歳末たすけあい義援金の助成を受けて、市社協の自主事業として実施している。

(3) 子育ていろいろな相談センター

近年、家族形態の変化や都市化による地域コミュニティの希薄化に伴い、子育て家庭の不安感・負担感は大きくなっている。

「大阪市立子育ていろいろな相談センター」は、大阪市における子育て支援の中核施設として、平成11（1999）年11月に開設された。子育てに関する悩みや不安の軽減を図る相談事業、子育て支援講座・イベント、子育て支援情報の提供、子育て支援関係者対象の研修、子育てサロン・サークル等への支援、いろいろレンタル事業等を行っている。



あそびの広場

平成11（1999）年度から17（2005）年度までは大阪市からの委託を受けて運営したが、平成18（2006）年度より当センターの運営には指定管理者制度が導入された。平成18（2006）・19（2007）年度の2年間は特名により市社協が指定管理者に選定され、管理運営を行った。続く20（2008）年度から23（2011）年度までの4年間の指定管理者の募集に市社協は応募・申請し、審

査を経て指定管理者に選定された。さらに、平成24（2012）年度からの新たな指定管理に応募した結果、指定管理者に選定され、引き続き1年間運営することになったため、当センター開設以来市社協が継続して管理運営を行っている。

子育ていろいろな相談センターでの主な事業内容は、次のとおりである。

①相談事業

平成6（1994）年、阿波座センタービルに開設された子育て電話相談室（育て！なにわっ子テレホン）を、平成11（1999）年に子育ていろいろな相談センターの相談事業に統合し、電話相談、面接相談（一般相談・専門相談）を実施している。

平成13（2001）年から開始した「怒りのコントロールを学ぶ一親のクッキンググループ（平成22年度まで児童相談所〈現こども相談センター〉と共催）」の実施や「一日インフォメーションサービス（『外国人の住みやすい大阪』を考える関係機関等連絡会議の共同事業）への参加は、現在も続く事業となっている。

誰もが匿名で気軽に相談できる電話相談以外にも、相談者の希望や状況に応じて面接相談や専門相談（医師・弁護士等）を実施しており、相談時の一時保育も行っている。継続的な支援の必要なケースや虐待が疑われるケースについては、区保健福祉センターやこども相談センター等、関係機関等に連絡し、情報提供や相互連携を行っている。

また、外国人からの電話相談に対応するため、大阪国際交流センターに委託し、簡易通訳業務（トリオフォン）により韓国・朝鮮語、中国語、英語の相談に応じている。

②子育て支援講座・イベントの開催

センター開設当初から子育て層を対象に、子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育て層の出会いとつながりづくりを図ることを目的とするさまざまな子育て支援講座を開催している。講座時は参加者の子どもの一時保育を行い、安心して受講できる環境を整えている。

平成13（2001）年度には参加者が思いや悩みを十分に出し合えるワークショップ形式の講座

を取り入れ、より子育て層の思いをくみ取れるようにし、その後も講座の柱になっている。

平成18（2006）年度には、子ども・子育てプラザの職員を始めとする区社会福祉協議会職員や、つどいの広場の職員を対象とする研修を新たに実施し、その後年々、内容をレベルアップさせるとともに主任児童委員等を対象に加えるなど充実を図っている。

平成19（2007）年度には、大阪市家庭教育支援総合推進事業として「地域の子育て応援しますⅠ、Ⅱ」等を、また市民局から受託した「再チャレンジ支援セミナー～ママのライフスタイル応援講座『ママと妻だけじゃない自分を見つけよう』」を開催した。

平成20（2008）年度からは、著名人を講師に招き参加者200人規模の「子育て・子育て応援講演会」を年5回開催し、子育てについて幅広く考える機会にしている。

平成21（2008）年度以降、エルムおおさか（市発達障害者支援センター）など関係機関との講座の共催を積極的に進めるほか、当センターの相談事業で浮き彫りになった課題をテーマとした講座を開催したり、他の施設では取り組みにくい先駆的な講座を開催したりするなど、市民のニーズに柔軟に応えられる講座の運営に努めている。

イベント事業は、地域で活動する子育てサロン・サークルと協働で企画運営に取り組んでおり、「あそびの広場」や「えほん展いろいろ」等を実施している。

③子育て支援情報の提供

平成12（2000）年11月のセンター開設1周年を機に、「ともに育つ子どもとおとなの応援誌『いろいろ』」（年4回・季刊）を創刊した。公共機関や関係団体、保育所、幼稚園等に配布している。

平成23（2011）年度においては1回あたり71,000部作成しており、時節に応じた子育て関連の特集や当センターの講座・イベント情報、地域のサークルや絵本の紹介、相談事例の紹介など、市民が広く関心を持つような内容を盛り込んでいる。

数年おきに表紙のデザイン変更や内容の見直しなどのリニューアルを行い、より見やすく親しまれる紙面づくりに努めている。

平成19（2007）年度からは各区子ども・子育てプラザの講座・イベント情報も掲載し、より身近な地域での情報を提供するとともに、裏表紙に広告を掲載し、自主財源の確保に努めた。

平成22（2010）年度には児童虐待防止推進の広報・啓発活動の一環として、大阪市の子育てに関する相談機関や支援機関の活用方法及び支援事業を掲載した「増刊号（保存版）」を143,000部作成し、広く市民に配布した。

また、センターの機能や講座の案内、子育てQ&A等の情報を掲載したホームページ「おおさか子育てネット」は、当センターが開設された平成11（1999）年度に作成し、市民からの活用が容易となるようリニューアルを実施してきた。平成23（2011）年4月には携帯サイトの導入など全面リニューアルを行い、アクセス数が大幅に増加している。

10. 大規模災害の支援活動の取り組み

(1) 被災地支援のための職員派遣

市社協では、大規模災害の支援活動に職員の派遣や義援金の募集、ボランティアの派遣等、支援活動に取り組んできた。

平成16（2004）年7月18日に発生した「福井県豪雨災害（福井市）」の支援として、7月30日から福井県美山町水害ボランティアセンターに職員を2名派遣し、被災住民のニーズを把握し、県内外から訪れるボランティアのコーディネート業務を行った。

同年10月20日に発生した「台風23号の豪雨災害（京都府舞鶴市・宮津市）」に対する支援活動としては、災害救援活動支援ボランティアを募集し、京都府宮津市へボランティアバスを運行し、天橋立海岸清掃や住宅の泥かきなど、現地でのボランティア活動の支援を行った（10月30日～31日・ボランティア34名参加）。

また、同年10月23日に発生した「新潟県中越地震（新潟県川口町）」の大規模災害に対しては、被災地に訪れたボランティアのコーディネート業務を担当する職員を派遣、義援金の募集も行った。

近畿圏内の災害に対しては、「近畿ブロック府県・指定都市社協の災害時の相互支援の協定」を締結していることから、この協定に基づき、幹事県社協を中心として、他府県・指定都市社協と連携して災害支援を行った。（京都府舞鶴市：10月23日～11月4日、派遣職員13名・新潟県川口町：11月23日～12月6日、派遣職員4名）

平成19（2007）年7月16日に発生した「新潟県中越沖地震（新潟県刈羽村）」では、災害の復旧支援として、現地スタッフへの助言やボランティアセンターの運営支援を行うため、刈羽村災害ボランティアセンターに8月28日～9月3日まで職員を派遣したほか、義援金の募集も行った。

平成21（2009）年8月9日に、西日本各地に甚大な被害をもたらした「台風9号の災害（兵庫県作用町）」では、作用町の1,000棟以上の家屋に被害が及び、8月19日～22日及び8月24日

～27日に各2名、計4名の職員を作用町災害ボランティアセンターの運営支援に派遣するとともに、義援金の募集を行った。

市社協においては、大規模災害に備え、災害ボランティアセンター開設訓練等を実施しているが、行政や各関係機関・団体、地域住民とのより緊密な連携と、日頃からの実践に即した訓練の実施などによる意識の向上により、さらなる連携構築や災害時の備えが必要である。

＜台風12号災害支援の取り組み＞

平成23（2011）年9月3日から4日にかけて近畿地方に接近した台風12号の豪雨により、奈良県・和歌山県・兵庫県の各地で浸水や土砂災害等、甚大な被害が発生した。

近畿ブロック府県・指定都市社協は、「近畿ブロック府県・指定都市社協災害時の相互支援に関する協定」に基づき、京都府社協を幹事社協として、被災3県と調整を行った。その結果、奈良県及び兵庫県は、県内社協で対応することとし、近畿ブロックからの支援については、和歌山県の各災害ボランティアセンターに集中して職員派遣をすることが決まった。

市社協及び各区社協では、第1クールから第9クール（9月9日～10月11日）まで、延べ24名の職員を派遣し、新宮市社協及び熊野川サテライトにおいて災害ボランティアセンターの運営等の人的支援や物資支援を行った。

(2) 東日本大震災の支援活動の取り組み

①職員の派遣

平成23（2011）年3月11日午後2時46分、宮城県沖を震源に発生した東北地方太平洋沖地震による被害は甚大なものであり、市社協においても発災当日に対策会議を開催し、翌日には「東北地方太平洋沖地震災害救援対策本部」を設置した。

3月15日に開催された全社協でのブロック幹事等都道府県・指定都市社協会議の結果、近畿ブロックは中国・四国ブロックと山形県社協とともに宮城県内の社協に対する支援を行うこと

となった。

3月16日に開催された近畿ブロック府県・指定都市社協事務局長会議で、市社協は災害ボランティアセンターの立ちあげ支援のため、仙台市社協への支援を行うことを明らかにし、いち早く職員の派遣を行い、以降約7カ月半にわたり市社協及び各区社協職員延べ120名に及ぶ人的支援を行った。

先遣隊（3月16日～21日）及び第1班（3月19日～24日）は6日間、第2班（3月22日～28日）は7日間の派遣期間で、ワゴン車や飛行機を利用して市社協独自に派遣を行い、主に仙台市内の災害ボランティアセンターの立ちあげ支援を行った。

第3班から第18班（3月26日～6月1日）までは8日間の派遣期間で、「近畿ブロック府県・指定都市社協災害時の相互支援に関する協定」に基づき、近畿ブロック派遣として共同バスを利用して現地に入り、主に宮城県の仙台市や気仙沼市等の災害ボランティアセンターの運営等に対し、人的支援を行った。

第19班から第31班（5月30日～8月30日）は9日間の派遣期間で、近畿ブロック派遣として支援を行ったが、支援先が各府県・指定都市ごとに固定し、共同バスによる派遣職員数も減少したことから、共同バス方式は廃止され、新幹線等を活用した。支援としては、気仙沼市の災害ボランティアセンター運営等を行った。

東日本大震災から4カ月余りが経過するころには、被災住民の避難所から仮設住宅等への移転が始まった。災害ボランティアセンターの役割も当初の緊急時支援から復興支援の役割に移行しつつあること、今後は被災地社協が主体となり、県内社協や隣県社協を中心とした支援で



被災地支援の取り組み

進めていくことを確認し、近畿ブロック派遣は8月末日をめどに第31班をもって終了することとなった。

ただし、災害ボランティアセンターの取り組み状況や被災地の復興状況は一様でなく、9月以降も支援を必要とする被災地社協については、別途個別支援を行うこととなった。市社協としては、兵庫県社協・奈良県社協とともに、チームとして気仙沼市社協の地域支援部門への支援を9月5日～11月1日まで引き続き行った。

②義援金募集と職員の経験やノウハウを地域でいかす取り組み



街頭募金

義援金の募集については、職員と多数のボランティアの参加を得て、大阪ダイヤモンド地下街（大阪駅前）デイズスクエアをはじめ、市内各所での街頭募金の実施や、地域の行事等で義援金募集の呼びかけを積極的に行った結果、多数の方々から協力を得ることができた。

また、被災地支援を行った職員による職員向け報告会を開催し、組織全体の取り組みとして共有を図った。さらに、地域各所で開催される会議や防災フォーラムで報告会を行うことにより、地域内での防災意識を高めるとともに、発災時の対応についての訓練を行うなど、その経験やノウハウを地域でいかす取り組みも行った。

③避難者の受入支援とボランティア活動

東日本大震災により大阪市へ避難してこられた人（平成23（2011）年10月20日現在 163世帯416名）への支援については、日常生活用品

の提供をはじめとして、説明会や生活相談会等を市・区役所や関係機関と連携し、随時開催するとともに、各世帯を訪問することによりニーズに応じた課題解決に向け、ボランティアの協力を得てさまざまな支援を行っている。

平成23（2011）年3月24日からのインテックス大阪一時避難所での支援活動から、市営住宅等に入居される避難者への支援活動に変更し、こむりんく登録団体等の企業や市民から提供された家電機器等の物資を市内6区の市営住宅に仕分けして配送した。

4月17日「がんばろう東北住民のつどい」、6月12日「第2回がんばろう東北住民のつどい」を開催し、避難されてきた人と「被災者に対して何かできないか」という市民や団体・企業をつないだ。第1回は、市民から提供された多くの生活用品のフリーマーケットや手作りの食事会のほか、遊びコーナー、たこ焼き屋台、アロマハンドケア、USJのキャラクターショー、また法律や就労についての地元県事務所等による相談コーナーなど、多くのコーナーが設けられた。これらは、団体・企業等あわせて約130名の協力によるもので、車での送迎なども多くのボランティアの協力により行われた。この第1回には、53世帯、137名の避難者が参加した。第2回はヒルトン大阪の協力を得て、55世帯128名の避難者が参加した。大阪弁護士会による支援に関する情報や、就職情報の提供の後、震災前の居住地域ごとにテーブルを囲み、参加者は交流を深めた。

9月23日には、「大阪から元気を届けようチャリティバザール」を近畿圏での避難者が集まれる場として、マイドームおおさかにて開催（実行委員会）。約60世帯・およそ200名の避難



がんばろう東北住民のつどい

者の参加があり、ボランティアとしても、約120名の協力があった。

また、避難者の子どもたちに遊びを通して関係づくりを図り、傷ついた心を癒すとともに、保護者が復興に向けての勇気を育んでいくことを目的とする子ども会「あさがお」を桃山学院大学の学生と市社協・区社協が協力する形で開催。月1回程度、遠足等の活動も行っている。

東北と大阪を繋ぐ情報紙「IMONIKAI（いもにかい）」を毎月発行（6月12日創刊）し、避難者同士のネットワークの場として、支援の情報、大阪の情報、東北の情報を掲載し、大阪弁護士会からの情報も掲載し、区社協の職員が個別に訪問して配付している。

④被災地へのボランティア活動

各区役所で集められた支援物資の集積所（旧扇町高校）での整理・仕分けのボランティアを平成23（2011）年3月24日にホームページで募集（4月8日追加募集）し、3月28日～4月28日の間、毎日5～10名、延べ170名のボランティアが活動した。3月29日、救援物資の迅速な供給について、市社協、ボランティア協会、企業、大阪市民局・危機管理室が検討し、相乗りプロジェクトに連携することとした。4月1日、4月8日、5月13日、6月15日、6月23日、8月11日には、福島県、宮城県に10tトラックで搬送。また、5月7日、インテックス大阪一時避難所での救援物資の整理に、企業のボランティア38名が参加した。

被災地へのボランティアバスの運行については、まず市社協、府社協、堺市社協が大阪府民を対象としてボランティアバスを6回運行した。運行にあたっては宮城県災害ボランティアセンターと調整し、第1回（4月19日～4月23日・石巻市）と第4回（5月24日～5月28日・東松島市）の活動を市社協が担当した。参加希望は、各回ほぼ1時間半で定員の40名に達し市民の関心は高く、引き続きボランティアバスを市社協単独で合計8回運行し、第7回（7月12日～16日）、第8回（7月19日～23日）、第9回（7月26日～30日）は気仙沼市、第10回（8月23日～27日）、第11回（8月30日～9月3日）、第12回（9月6日～10日）は陸前高田市で活動した。